

## 令和2年矢巾町議会定例会7月会議目次

議案目次	1
第1号(7月21日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○請願・陳情の審査報告	5
2 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはか るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請につ いての請願	
○報告第9号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	8
○議案第54号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 について	11
○議案第55号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算(第4号)について	12
○議案第56号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について	18
○発議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 の提出について	20
○散会	22
○署名	23

# 議 案 目 次

令和 2 年矢巾町議会定例会 7 月会議

1. 請願・陳情の審査報告
  - 2 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、  
2 0 2 1 年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願
1. 報告第 9 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告に  
ついて
2. 議案第 5 4 号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につい  
て
3. 議案第 5 5 号 令和 2 年度矢巾町一般会計補正予算（第 4 号）について
4. 議案第 5 6 号 令和 2 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につい  
て
5. 発議案第 4 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出  
について



令和2年矢巾町議会定例会7月会議議事日程

令和2年7月21日（火）午前10時開議

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 請願・陳情の審査報告
- 2 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願
- 第 4 報告第 9号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 5 議案第54号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第55号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
- 第 7 議案第56号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 8 発議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員

11番 藤原梅昭 議員  
13番 川村よし子 議員  
15番 山崎道夫 議員  
18番 藤原由巳 議員

12番 長谷川和男 議員  
14番 小川文子 議員  
17番 高橋七郎 議員

欠席議員（1名）

16番 廣田光男 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造 君	副町長	水本良則 君
総務課長 兼防災安全室	藤原道明 君	企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司 君
町民環境課長	吉田徹 君	健康長寿課長	村松徹 君
産業観光課長	佐藤健一 君	道路住宅課長 兼まちづくり推進室	佐々木芳満 君
文化スポーツ課長	田村英典 君	教育長	和田修 君
学校教育課長	田中館和昭 君	子ども課長	田村昭弘 君
学校給食共同調理場所長	村松康志 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦 君	議会事務局長 補佐	川村清一 君
係長	佐々木睦子 君		

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、16番、廣田光男議員は、都合により欠席する旨の通知がありました。

ただいまから令和2年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより7月会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

4番 谷 上 知 子 議員

5番 村 松 信 一 議員

6番 廣 田 清 実 議員

の3名を指名します。

---

#### 日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の7月会議の会議期間は、7月14日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、7月会議の期間は、本日1日と決定しました。

---

#### 日程第3 請願・陳情の審査報告

2 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1

復元をはかるための、2021年度政府予算に係る  
意見書採択の要請についての請願

○議長（藤原由巳議員） 日程第3、請願・陳情の審査報告を議題とします。

教育民生常任委員会に付託しておりました2請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

赤丸秀雄教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 赤丸秀雄議員 登壇）

○教育民生常任委員長（赤丸秀雄議員） 審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

令和2年7月21日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、赤丸秀雄。請願審査報告書。本委員会が令和2年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。2請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願。請願者、盛岡市大通一丁目1番16号、岩手県教職員組合いわて盛岡支部、支部長、栗田裕年。紹介議員、山崎道夫。

2、委員会開催年月日。令和2年7月6日月曜日。

3、出席委員。赤丸秀雄、川村よし子、吉田喜博、村松信一、廣田清実。

4、審査経過。令和2年7月6日午後2時50分より委員出席のもと2請願第1号について協議、検討を行い、慎重審議した。

5、審査結果。2請願第1号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積し、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況にあります。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

厳しい財源の中、独自財源で人的措置を行っている自治体もあり、自治体間の教育に格差が生じることは大きな問題であり、全国どこでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。

以上のことから、本請願の趣旨は理解できるものとして、採択すべきとした。

以上であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして報告といたします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

3番、小笠原佳子議員。

（3番 小笠原佳子議員 登壇）

○3番（小笠原佳子議員） 3番、公明党、小笠原佳子です。私は、反対の立場で討論いたします。

請願項目1、計画的な教職員定数改善を推進することについてですが、岩手県の取組としては、義務教育費国庫負担割合が3分の1になったことによる総額裁量制を活用し、平成18年から本年まで順次35人学級の導入を推進して県内全ての小学1年生から中学1年生まで完了しております。この取組は、国における平成23年度からの小学1年生35人標準を大きく上回る導入状況となっており、教職員定数改善に寄与しております。また、平成29年度から38年度の10年間で加配点数の約3割を基礎定数化することになりました。これにより、地方自治体による教職員の安定的、計画的採用、研修、配置が行われております。

また、国においては、2020年度には、学校における働き方改革や複雑化、困難化する教育課題に対応するため3,726人が配置され、4月より小学校に新学習指導要領が導入されたことによる授業時間増に伴い、教員の持ちコマ数軽減、教育の質の向上として小学校英語専科教員1,000人が配置されております。子どもが切磋琢磨できる学習環境の整備、統廃合、小規模校への支援では201人が配置され、教育の質の向上、教職員の働き方改革の改善に向け、学校運営体制の強化につながっております。

そして、矢巾町教育委員会では、教職員の負担軽減を図り、健康で意欲を持って教育に携わる環境づくりのため、昨年タイムレコーダーを導入、各学校に衛生委員会を設置、また各小中校に支援員を3名配置しております。また、校長会で先進地の埼玉の視察研修等により、改善を目指しております。

請願項目2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1にすることですが、平成16年8月の地方六団体が内閣総理大臣に対し、義



義務教育費国庫負担金全額を廃止し、税源移譲し、一般財源化すべきとの強い要望が出されたことを受け、検討が行われた結果、平成17年11月末、政府与党の合意により、義務教育費制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、費用の負担について国庫負担の割合は3分の1とし、その後平成18年国会において国の負担率を3分の1に改める義務教育費国庫負担法の改正が行われました。平成20年には、副校長、主幹教諭及び指導教諭を新たに国庫負担の対象とする市町村立学校職員給与負担法の改正が行われ、平成29年には義務教育費国庫負担法等の改正が進み、指定都市を国庫負担金の交付対象に改める改正も実施されております。

義務教育費国庫負担割合については、地方六団体からは全額廃止が要望であったものを、国としては3分の1は堅持することになった経緯を踏まえ、2分の1に戻すことはないと考えます。

以上の理由で反対といたします。

○議長（藤原由巳議員） 時計のスタートが若干遅れましたが、時間内ということで認めましたので、ご理解をいただきたいと思えます。

他に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。2請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願についてを起立により採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、2請願第1号は、採択することに決定いたしました。

---

日程第4 報告第9号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決  
処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 日程第4、報告第9号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第9号の説明に入らせていただく前に、議長さんからお許しをいただきましたので、皆さんもご存じのとおり、今月上旬、九州7県、そして長野県、岐阜県をはじめ全国各地に線状降水帯による梅雨前線によって、大きな被害があったわけでございます。改めてお亡くなりになられた皆さん方のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆さん方にお見舞いを申し上げます。

それでは、報告第9号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

発生した事故は、矢巾町大字又兵エ新田第10地割地内の町道戸新田3号線において、矢巾町大字東徳田第14地割2番地、有限会社ハッピーライスいわて丸福の車両が走行中に、マンホールが突き出していたことにより、その上を通過した自動車の車両の下部、いわゆる下を破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、本町の過失割合は5割との保険会社の査定から、相手方の破損部分の修理代金4万600円を支払うものであります。

なお、このことについては、今日15日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点だけお聞きします。又兵エ新田10地割は、矢巾町の中心地なのですけれども、このマンホールが上がっていたということ、点検とかはどのようなようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） お答えいたします。

又兵エ新田10地割、いわゆる不来方高校の南側にありますグラウンドのさらに南東部の田園の中の砂利道になります。そこに排水路のマンホールがあったわけなのですが、それが周

辺の路面よりも高く出たということで、耕作のためにそこを通行している車両によって、車が通る部分が下がっていたことによってマンホールが飛び出た形にはなっていましたが、その部分にちょうど軽トラックの車両の下部がぶつかったということで破損した経緯になります。

我々としても砂利道部分のパトロール等を行っておりますが、いかんせん農道の部分ということで目の行き届かなかった部分があったので、これからは我々のパトロールの強化もそうですが、地域からの情報もいただきながら路面の正常な対策をとっていきたいというふうに考えております。今現在は、その飛び出た部分は、マンホールを下げの工事を行いまして、通常どおりぶつかることがないような状況になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今後の対策としてどのようなことを考えているのかお伺いします。

私は、やはり広報とかは見る人もいると思うので、矢巾町は農道が町道になっているのですけれども、やっぱりきちっと町民にお知らせして、それでも事故は起きると思うので、やっぱり広報とかにも載せたほうが良いと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） お答えいたします。

今ご提案ありました広報につきましては、今後検討して載せたいと思っております。先ほどパトロールの強化もするという言葉もしましたが、今現在農道でも町道の部分が矢巾町内の場合はかなり多いです。そういったケースもありますので、今農林のほうの事業で多面的の事業もありますので、そういった部分で砂利敷とか、そういった部分、団体によって敷ける地区もありますので、そういったところにも情報提供をして、そういう危険な場所といえますか、通りづらいとか、そういった部分を教えていただいて、地元の方の多面的の事業で対応できる場合は、地元をお願いする場合もあると思いますが、どうしてもなかなか対応できないという場合は、町のほうで対応するというようなやり取りも行いながら、地域とも話をしながら進めていきたいというふうに考えております。

広報につきましては、今後掲載をしていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第9号を終わります。

---

日程第5 議案第54号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を  
改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第5、議案第54号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第54号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たない現状を踏まえ、職員が防疫作業に従事した場合の手当に関し、条例の一部を改正するものであります。

その改正内容であります。新型コロナウイルス感染症の防疫作業に係る手当の額を作業した日1日に付3,000円とするものであります。また、新型コロナウイルスに感染した方や、その疑いがある方に接して行う作業等に従事した場合は、手当の額を作業した1日に付4,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第54号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第55号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第6、議案第55号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第55号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の学校保健特別対策事業費補助金、15款県支出金のひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金を新設補正し、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の乳児特別定額給付金給付事業、3款民生費のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業を新設補正し、3款民生費の児童館運営事業及び私立保育園等整備費補助事業。8款土木費の矢巾町活動交流センター、いわゆるやはぱーくでございりますが、維持管理事業。10款教育費の小中学校保健衛生事業及び小中学校教育振興事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,084万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億389万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 議案第55号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）の詳細について事項別明細書により説明いたします。

11ページをお開き願います。今回の歳入補正につきましては、新規項目と主要な項目について説明いたします。なお、説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。

歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金645万8,000円。主なものといたしましては、2目民生費国庫補助金、こちらは新型コロナウイルス感染拡大防止を図る事業分といたしまして、子ども・子育て支援交付金が184万円の増となっております。5目教育費国庫補助金、学校保健特別対策事業費補助金、内訳といたしましては、感染症対策のためのマスク等購入支援のための補助及び学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る補助となっております。

15款県支出金、2項県補助金722万1,000円。主なものといたしましては、2目の民生費県補助金、こちらはひとり親世帯臨時特別給付金の給付主体は県となっておりますが、その事務費として117万8,000円。放課後児童健全育成事業、保育所における衛生用品や感染防止のための備品に対する支援といたしまして、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金750万円となっております。7目の労働費県補助金、こちら新型コロナウイルス感染症緊急雇用助成費補助金の減、こちらにつきましては、国の第2次補正予算で雇用調整助成金の抜本的な拡充が行われたことにより、県及び町の事業を見合わせたことによる皆減とするものでございます。同じく3項委託金63万円。こちらは、岩手復興教育スクール実施の委託金となっております。

18款繰入金、2項基金繰入金3,653万4,000円。これによりまして年度末の財政調整基金残高は5億1,420万8,000円となります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。15ページにお進み願います。歳出補正につきましても新規項目と主要な項目について説明いたします。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。2款総務費、1項総務管理費2,329万7,000円。主なものといたしましては、1目の一般管理費、乳児特別定額給付金2,200万円、これは特別定額給付事業の対象にならない、令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた乳児を対象に受給権者を母または父として給付金を支給する内容となっております。5目の財産管理費、財産管理事業の114万6,000円。こちらにつきましては、町有地の賃貸借や売買を進めるための委託料の増となっております。

3款民生費、2項児童福祉費、主なものといたしましては、1目の児童福祉総務費、こちらの児童館運営事業の増となっておりますが、消耗品費は、マスクや消毒液の購入、感染症

対策備品購入費は、A I 対応体温測定、顔認証端末やサーキュレーター等の購入となっております。ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少などに伴い、子育てを一人で担う低所得者のひとり親世帯に対し、県が支給する臨時特別給付金に関する事務費の計上となっております。

16ページに進んでいただきまして、3目の児童福祉施設費、こちら私立保育園助成事業の増となっておりますけれども、こちらは町内保育施設において備品等の購入により、新型コロナウイルス感染症を防止するための補助の増となっております。これによりまして、3款民生費、2項児童福祉費の補正額は1,051万8,000円となります。

4款衛生費、1項保健衛生費130万7,000円。

5款労働費、1項労働諸費、合計は17ページに進んでいただきまして291万4,000円の減。こちらは、国の令和2年度の第2次補正予算により、先ほど歳入でも説明いたしましたとおり、雇用調整助成金の抜本的な拡充が行われましたことにより、県を含め事業実施を見合わせたことによる減となっております。

8款土木費、4項都市計画費162万8,000円。こちら矢巾町活動交流センター維持管理事業の増ですが、やはぱ一く3階で運営しております子育て世代活動支援センターにおける新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、入場口に手洗い専用の流しを設置する工事となっております。

10款教育費、1項教育総務費64万6,000円。同じく2項小学校費718万4,000円。主なものとして、学校管理費、こちらの5目の学校管理費、小学校保健衛生事業増ですが、こちらは感染症対策等の消耗品費の購入となっております。2目の教育振興費、こちら小学校教育振興事業の増ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために小学校の修学旅行の借り上げバスの台数を増やす必要があるための増となっております。

18ページに進んでいただきまして、同じく3項中学校費647万6,000円。主なものとして、1目の学校管理費、こちら中学校保健衛生事業の増となりますが、こちらも小学校費同様感染症対策等の消耗品の購入となります。2目の教育振興費、こちら中学校教育振興事業の増ですが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とすることとなりました修学旅行のキャンセル代につきまして、保護者負担の軽減を図るための補正となっております。

同じく4項社会教育費111万2,000円、こちらにつきましては、令和2年度の1号補正でA I サーマルカメラの購入に関する助成金についてご可決をいただいておりますが、その後

導入に係る要綱の見直しにより、町独自で購入したほうが有利となったことから、今回3目の文化会館費を減額し、改めまして2目の公民館費の増額をお願いする内容となっております。購入するものにつきましては、同様A Iサーマルカメラになります。

同じく5項保健体育費、合計額は19ページに進んでいただきまして158万9,000円。

以上で議案第55号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 3款民生費について、矢巾町で今回対応いたしますひとり親の定義を教えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） お答えさせていただきます。

支給要件は9つありまして、1つ目は、父母が婚姻を解消した児童。2つ目は、父または母が死亡した児童。3つ目、父または母が重度の障がいにある児童。4番、父または母の生死が明らかでない児童。5番、父または母から1年以上遺棄されている児童。6番、父または母が裁判所からDV保護命令を受けている児童。7番、父または母が1年以上拘禁されている児童。8番目、婚姻しないで生まれた児童。9番目、父母ともに不明である児童。

以上になります。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

15番、山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 教育費の10款の関係ですが、修学旅行の関係で今新型コロナウイルス感染症対策の一環として、修学旅行がかなり県内あるいは県外、いろいろ検討されてきて



いると思いますけれども、予定どおり行うという考えなのか、今後。キャンセル料の話もありますし、それから小学校においては、バスの増便の関係で予算の計上もありますが、やるとすればどのような形でどの辺に行かれるのか。

そしてまた、関連しますが、小中学校における新型コロナウイルス感染症予防の取組についても現在進められている形、どのような形でやられているのかお伺いをいたします。

以上、2点についてお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、修学旅行のことに关しましてですけれども、まず矢巾中学校なのですけれども、矢巾中学校は、6校の中で一番時期的には早い時期に実施予定でございます。9月に実施予定でございますけれども、今月初めの頃でございましたけれども、学校のほうで保護者、それから生徒とも話し合った結果、矢巾中学校は東京方面への修学旅行の予定だったのですが、こちらは中止ということになりました。ただ、やはり生徒のほうからも学校に対して申入れがございまして、やはり思い出に残るようなものを何か残したいということで違う形での何かできないか。3年生で何かができないかということ今検討しているところでございます。

それから、矢巾北中学校のほうは、11月に修学旅行の予定ということなのですが、非常に悩ましいところでございますが、北中学校も東京方面なのですが、こちら今かなり東京も厳しい状況でございますので、中止も含めてこちら検討しておりますし、同じように代替の何かできるものがないかというのを検討しております。

それから、小学校に关しましては、秋、10月から11月にかけて4校とも仙台方面の修学旅行を予定しておりますが、まずバスに关しては、やはりバス会社のほうからも2座席に1名とかという形で感染上の予防対策を取りたいということで、そういった方向を提案されておりますし、小学校のほうでも、やはり仙台でも感染者が確認されておりますので、こちら例え県内のほうで何かできないかということも含めて今検討しているところでございます。

それから、各学校における感染症対策でございますけれども、やはり基本的なことではございますけれども、マスクの着用、それから手洗いの励行というのが、これは各校でも引き続きやっておりますし、先日授業を見に行ったときにも、例えばグループ学習も当初は駄目だったのですが、岩手県のように感染が確認されていない県の場合は、ある程度距離を保てばできるということでグループ学習、机を合わせての班ごとのグループ学習とかも距離を1メートル程度とって授業を行っているところでございますし、あとは天気のいいときに窓、

それから廊下側の窓とかも開けまして、通気をよくして授業のほうに取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 田園ホールのほうからやはぱ一くに設置が移動になったというA Iの顔認証付のサーマルカメラ、いろんな体温計があつて、通過する人をただするのもあるし、頭に、近くにぴっと当てるとか、いろんなのがあるかと思えますけれども、この顔認証というのをあえて取らなければならない理由と、顔認証の場合には、やっぱり個人のプライバシーが特定されるということがありますので、それについての考え方を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

ただいまのご質問の内容ですけれども、5月補正でご議決いただいた際には、文化会館で3台を購入するという予定でございましたが、今回の補正で公民館で1台、文化会館で1台というふうに補正で改めさせていただくということでございますので、やはぱ一くに設置するということではございません。

なお、顔認証ということでお話がありましたが、あくまでこれはサーマルカメラでございますので、額から顔にかかる温度を測るサーマルカメラということで玄関に設置させていただいて、温度の高い方に対して、それぞれ自分の顔の、モニターが32型のモニターを設置いたしまして、ご自分で確認できるようにしたいということで今回設置させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。顔認証ではないということですので、それだけは確認してください。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第55号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算(第4号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第56号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正  
予算(第2号)について

○議長(藤原由巳議員) 次に、日程第7、議案第56号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案理由及び詳細説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第56号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、令和2年町議会定例会6月会議においてご可決を賜りました矢巾町税条例の一部を改正する条例に基づき、国民健康保険税の減免措置に係る予算を補正するものであります。

歳入につきましては、1款国民健康保険税を減額補正し、3款県支出金の特別調整交付金を増額補正し、8款国庫支出金に災害等臨時特例補助金を新設補正するものであります。

次に、歳出につきましては、歳入の補正に伴い、3款国民健康保険事業費納付金の財源更正をするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長(村松 徹君) 議案第56号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の詳細についてご説明いたします。

今回の補正は、提案理由にもございましたとおり、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として行います国民健康保険税の減免措置に係る予算を補正するものとなります。

それでは、歳入歳出予算補正事項別明細書によりご説明いたします。9ページをお開き願いたいと思います。款、項、項の補正額の順でご説明いたします。2、歳入。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、項の補正額85万5,000円の減となります。減免金額の算出につきましては、1人当たりの国保税調定額に平均被保険者数を乗じるとともに、影響割合0.2%としたものでございます。

続きまして、3款県支出金、1項県補助金、項の補正額34万2,000円の増となります。説明欄記載のとおりでございますが、先ほどご説明いたしました1款国民健康保険税減額分の40%が県補助金の特別調整交付金として交付されるものでございます。

続きまして、8款国庫支出金、1項国庫補助金、項の補正額51万3,000円の増となります。こちらも説明欄記載のとおりですが、1款国民健康保険税減額分の60%が国庫補助金の災害等臨時特例補助金として交付されるものでございます。

続きまして、13ページをお開き願いたいと思います。3、歳出。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、項の補正額はございませんが、先ほどご説明いたしました歳入補正によりまして、特定財源の国県支出金を85万5,000円増額し、一般財源を85万5,000円減額する旨の財源更正を行うものでございます。

以上をもちまして議案第56号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） これで行きますと85万円ぐらいを見積もっているということなんでしょうか。そして、現在の減免をしてほしいというような町民の状況とございますか、そうい

う申出というものはあるのかどうかをお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によります国民健康保険税減免の申請状況につきましては、7月20日現在で4件の申請がございまして、内訳といたしましては、失業が1件、給与収入の減が1件、事業収入の減が2件という内容になってございます。減免額については、現在税務課のほうで算定中という状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第56号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

町長以下参与の方々には退席されて結構でございます。

午前10時51分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をいたします。

---

日程第8 発議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充  
に係る意見書の提出について

○議長（藤原由巳議員） 日程第8、発議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみとします。

（職員朗読）

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明を求めます。

9番、赤丸秀雄議員。

（9番 赤丸秀雄議員 登壇）

○9番（赤丸秀雄議員） 発議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、2請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願について、教育民生常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、学校現場では、貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積し、子どもたちの豊かな学びを実現するための時間を確保することが困難な状況であり、抜本的な定数改善計画に基づく教員定数改善は不可欠であります。地方教育行政の実情を認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう計画的な教職員定数改善の推進及び義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1にすることを強く要請するものであります。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官、衆、参議員議長及び県選出国會議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係

る意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤原由巳議員） 以上をもちまして本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして令和2年矢巾町議会定例会7月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時58分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員